

パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方

(項 目)	(頁)
1. 全体的な評価に関するもの	1
2. 全般に関するもの	
(1) 標準的方式	3
(2) 代替的方式	4
3. 計算基礎率に関するもの	8
4. 危険準備金に関するもの	10
5. ソルベンシー・マージン基準に関するもの	12
6. その他	16

1. 全体的な評価に関するもの

コメントの概要(全体評価)
<p>生命保険事業においては、長期に亘りお客さまに保障を提供しつづけなければならないことから、リスクに対応した十分な責任準備金の積立等を通じた、適切なリスク管理を行うことが必要となります。</p> <p>近年、お客様のニーズの多様化に対応して、各社において新たな種類の商品が開発・提供され、保険会社の引受リスクは拡大していますが、このような商品に対するリスク管理の適切な規定整備は、保険会社の健全性の確保を図り、お客さまからの信頼を得る上で、非常に重要なものであります。</p> <p>このような中であって、変額年金保険等については、運用環境が悪化した場合に、最低保証額に対する不足分を保険会社が負担する形となっており、最低保証リスクを有しているため、諸外国においても、規定整備が導入あるいは検討されています。</p> <p>従って、保険会社の健全性確保を通じ、契約者等の保護および利益の確保を図ることに資する環境整備を行って頂くことは、生命保険事業の発展に向けて大変意義のあることと考えます。</p> <p>(生命保険協会)</p>
<p>保険会社の健全性確保を通じ、契約者等の保護を図ることに資する規律・スタンダードの整備を行って頂いた今回の改正案については、生命保険事業の発展に資するものであるため、賛同を表したいと考えます。</p> <p>(日本生命)</p>

コメントの概要(全体評価)
<p>変額年金保険等では、特別勘定の運用状況にかかわらず死亡時や年金開始時等に給付金額を最低保証する商品が販売されており、保険会社が最低保証リスクを負っています。こうしたリスクを適切に管理し、保険会社の健全性確保を通じた契約者保護を図るため、標準責任準備金制度等の整備が図られることに賛同致します。</p> <p>(第一生命)</p>
<p>最低保証リスクに係る標準責任準備金等の制度整備がなされることは、リスクに対応する責任準備金の積立等を通じて、最低保証リスクを有する商品を販売する保険会社に最低限のリスク管理の規範を示すものであり、保険会社の健全性確保を通して、契約者等の保護を図る観点から大変意義のあることと考えます。また、その内容も、妥当であると考えます。</p> <p>(明治安田生命)</p>
<p>変額年金保険等は、特別勘定の運用成果がお客さまに帰属する一方で、保険会社が死亡保険金等の最低保証を行うという商品性となっていることから、保険会社には運用環境が悪化し、あらかじめ設定した最低保証保険料を超えて損失が発生した場合に、不足分を負担するリスクがあります。このような中であって、これら商品に対するリスク管理の適切な規定整備は、保険会社の健全性の確保を図り、お客さまからの信頼を得る上で、非常に重要なものであります。本内閣府令等の改正は、保険会社の健全性確保を通じ、契約者等の確保を図ることに資するものであり賛同いたします。</p> <p>(住友生命)</p>
<p>今般、変額年金等の最低保証リスクに関し、オンバランスでこれを明示的に認識すると共に、ソルベンシー・マージン基準にも反映すべく府令、告示を改正される趣旨につきましてはよく理解するところであります。</p> <p>しかしながら、契約者価格への影響等を試算しますと、運営基準の設定如何では、定額保険とのバランスにおいて合理性を欠く結果になると共に、保険会社は保守的に過ぎるプライシングと過剰な負債計上を余儀なくされ、結果的に特別勘定を利用する商品の販売が不可能となり、変額保険等に対する消費者ニーズが封じられることが懸念されます。特に、変額保険への影響を懸念しております。</p> <p>(ソニー生命)</p>
<p>変額年金保険は銀行窓販解禁により急速に市場に浸透してきています。ほとんどの変額年金保険には何らかの最低保証が提供されていて契約者のニーズに応えています。今後も変額年金市場は成長し続けるものと期待しており、市場の健全な成長のためには契約者保護の観点から最低保証の裏付けに関するルールが必要であると考えておりました。今般の最低保証リスクに係る責任準備金積立等の規定の整備は、正に契約者保護と市場の健全な育成のために求められていたものであり、賛同いたします。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>
<p>従来から顧客ニーズ多様化に対応し新たな保険商品が開発されてきましたが、中でも変額年</p>

コメントの概要(全体評価)	
<p>金保険は近年急速に販売量が増加しています。一般的に変額年金保険には死亡時又は年金開始時に何らかの最低保証が付されており、運用環境が悪化した場合にも保険会社がそれらの最低保証をするため損失を被るリスクがあります。この最低保証リスクに対応した適切な責任準備金等の積立ルールを整備して頂くことは、保険会社の健全性の確保並びに契約者保護を図り、ひいては生命保険事業の健全な発展のため大いに意義のあることと考えます。</p> <p>(AIGエジソン生命)</p>	
<p>変額年金保険等の市場は、銀行窓販の開始、貯蓄年金商品に対する契約者ニーズの高まりに支えられ、急速な成長を遂げつつあります。このような市場環境の中において、変額年金保険等市場の健全な発展を期するためには、基本的に「変額年金保険等の最低保証リスクに係わる責任準備金の積立等についてのルール化」が必要と認識しております。このなかで同規定整備の改正案は、保険会社の健全性確保、保険契約者の利益の保護に資するものと評価できます。</p> <p>(EIAイジー・スター生命)</p>	
<p>これまで特に規定のなかった最低給付保証付きの商品を、消費者保護の観点から適切に監督していくために規則を制定・改正することは必要不可欠なことであり、大変有意義なことである。保険監督のシステムが有効に働いているかどうかをはかる一つの契機であろう。</p> <p>(個人)</p>	

2. 全般に関するもの

(1) 標準的方式

コメントの概要(全般・標準)	コメントに対する考え方
<p>責任準備金積立方式の標準的方式は運用環境が良好な時にも悪化時のリスクを捉えて責任準備金を算出するので、運用環境悪化を見越したリスク管理が可能であり、優れた手法であるといえます。また、ソルベンシー・マージン比率のリスクの算定に用いる標準的方式も責任準備金積立方式の標準的方式と同じ理由で優れていると考えます。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー、AIGエジソン生命、EIAイジー・スター生命)</p>	<p>御意見のとおり、良好な運用環境下においても、資産価額の下落リスクに備えて、適切なリスク管理が必要であると認識しています。</p>
<p>今回の府令案では、標準責任準備金およびソルベンシー・マージンのリスク量の算定に関して、「標準的方式」および「代替的方式」の2つ</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

コメントの概要(全般・標準)	コメントに対する考え方
<p>の算定方式が規定されておりますが、基本となる方式である「標準的方式」につきましては、その内容に賛同致します。</p> <p>(第一生命)</p>	
<p>改正案の標準的方式については、以下の懸念が存在する。</p> <p>過度に保守的な責任準備金の積立や資本準備を保険会社に求めるものであり、結果として保険会社が消費者に対して魅力的な価格で商品を提供することを困難にし、変額年金保険を販売する上で極めて不利な規制上の障壁となり、延いては、順調に成長してきた日本の変額年金保険市場の更なる発展を妨げることが懸念される。</p> <p>保険会社の合理的な商品設計およびリスク管理を促進する方向に働かず、商品設計およびリスク管理に長じた保険会社にとって有利に働かないため、保険業界の健全な競争を阻害し、結果として消費者利益を損なうことが懸念される。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>今回の積立ルールは、変額年金保険が抱えるリスクを適切に評価して、将来の債務履行を担保する適切な水準を確保することを目的としており、変額年金保険を扱う会社にあまねく適用されるものとしています。従って、このような積立ルールの整備により、各保険会社において、新ルールを踏まえた財務基盤の一層の充実が図られることにより、消費者の信頼を得ることに繋がり、日本の変額年金市場が発展していくものと考えています。</p>

(2)代替的方式

コメントの概要(全般・代替)	コメントに対する考え方
<p>「代替的方式」については、「標準的方式」によって算出される責任準備金の水準やリスクの水準と同等とすべきと考えます。</p> <p>(日本生命)</p>	<p>御意見については、事務ガイドラインの整備の際、十分配慮して参ります。</p>
<p>今回の府令案の趣旨は、保険会社の健全性確保を通じた契約者保護と理解しておりますので、本制度の運営にあたっては、その目的が十</p>	<p>御意見のとおり、適切なレベルのリスク管理が行われるよう、事務ガイドラインの整備やオフサイトモニタリング等を通じて、十分配慮した</p>

コメントの概要(全般・代替)	コメントに対する考え方
<p>分に達成されるよう、「代替的方式」を選択した場合に「標準的方式」と同レベルのリスク管理が実現されるような制度の運営をお願い致します。</p> <p>(第一生命)</p>	<p>いと考えています。</p>
<p>今後、「代替的方式」の具体化にあたっては、標準責任準備金制度やソルベンシー・マージン基準の趣旨を踏まえ、ご検討いただくようお願いいたします。</p> <p>(明治安田生命)</p>	<p>御意見については、事務ガイドラインの整備の際、十分配慮して参ります。</p>
<p>各社の本制度に基づくリスク対応が、格付会社等から正しく評価を受けられるものとする観点からも、本改正に合わせて「代替的方式」の具体的な要件をお示しいたきますようお願いいたします。</p> <p>(住友生命)</p>	<p>御意見については、事務ガイドラインの整備の際、十分配慮して参ります。</p>
<p>生命保険会社の健全性確保の観点からは、代替的方式により算出される責任準備金及びリスクは標準的方式により算出されるものと同程度であるべきと考えます。特に、良好な運用環境下でのリスク管理が重要であることから、良好な運用環境下で標準的方式と同等の責任準備金及びリスクが算出される必要があります。</p> <p>(アメリカンライフインシュアランスカンパニー、AIGエジソン生命、EIAインスター生命)</p>	<p>御意見については、日本アクチュアリー会での検討も踏まえつつ、事務ガイドラインの整備の際、十分配慮して参ります。</p>
<p>代替的方式は「標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等なるもの」ということですが、具体的にはほとんど示されていません。代替的手法で計測したリスク量は、標準的手法との乖離がどの程度まで認められるのかを、ガイドライン等で示すべきと思います。</p> <p>(個人)</p>	<p>御意見については、日本アクチュアリー会での検討も踏まえつつ、年内を目処に事務ガイドラインで明確にすることを予定しています。</p>
<p>代替的方式を使用するための要件は、担保の水準が実質的に同等であることを求めるもの</p>	<p>代替的方式を使用するための要件は、必ずしも責任準備金の絶対額や最低保証リスク相</p>

コメントの概要(全般・代替)	コメントに対する考え方
<p>であり、責任準備金の絶対額や最低保証リスク相当額が形式的に同等であることを求めるものではないことを確認されたい。担保の水準を実質的に比較する際の判断基準については、事務ガイドラインで具体的に定めるべきである。 (米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命、アイエヌジー生命、ソニー生命)</p>	<p>当額が、形式的に同額であることとする趣旨ではありません。 代替的方式を用いる場合の判断基準については、日本アクチュアリー会での検討も踏まえつつ、年内を目処に事務ガイドラインで明確にすることを予定しています。</p>
<p>CTE方式等の課題については、日本アクチュアリー会においても継続検討の段階にあるようであるが、「代替的方式」の許容基準を策定されるに当たっては、いわゆるシミュレーション手法の本来的な機能・効果が十分に発揮され得るよう配慮されることを要望する。 (ソニー生命、アイエヌジー生命)</p>	<p>CTE方式等の当面の課題については、日本アクチュアリー会で検討しているところであり、その検討も踏まえて年内を目処に事務ガイドラインを定める予定です。</p>
<p>「代替的方式が、標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等であると認められる」とは、どういう基準で標準責任準備金の積立額を基準とするのか、あるいは最低保証コストが必要となるリスクの発生確率を基準とするかなど、いつ、どの程度の頻度で確認することとなるのでしょうか。 (損保ジャパンひまわり生命)</p>	<p>御意見については、日本アクチュアリー会での検討も踏まえつつ、事務ガイドラインの整備の際、十分配慮して参ります。</p>
<p>代替的方式を使用するための要件を充足するものとして、CTEアプローチを採用することも認められることを確認されたい。 (米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命、ソニー生命)</p>	<p>代替的方式を使用するための要件については、日本アクチュアリー会での検討も踏まえつつ、年内を目処に事務ガイドラインで定める予定としており、その要件を充足する場合には、CTEアプローチの使用を否定するものではありません。</p>
<p>代替的方式を使用するに当たり、その内容について当局の審査を受ける必要があるかどうかをご教示いただきたい。必要がある場合、それは算出方法書の認可申請という形式によるものと理解してよいか。また、審査に関する具体的な手続事項(提出書類等)を事務ガイド</p>	<p>代替的方式の使用については、算出方法書の認可申請という形式になります。 また、審査に関する手続きについては、必要に応じ、事務ガイドライン等で明確化することと致します。</p>

コメントの概要(全般・代替)	コメントに対する考え方
<p>ラインで定めるべきである。 (米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	
<p>リスク計測モデルの計算方法、計算方法の正確性の説明(過去に計算したものの検証を含む)および計算結果を開示するのは賛成ですが、市場規律を働かせるためには、同時に「ストレス・テストの結果から、最低保証リスクを正確に把握していることを証明できること」についても開示してほしいと思います。 (個人)</p> <p>ソルベンシー・マージン基準に「代替的方式」を採用した場合にはその旨を開示することとされていますが、消費者に対する情報提供と契約者保護の観点から、最低保証のために積み立てた責任準備金に「標準的方式」と「代替的方式」のいずれを採用しているのか、及び最低保証のために一般勘定に積み立てた責任準備金残高を開示すべきと考えます。さらに、「代替的方式」を適用している場合には、以下を開示すべきと考えます。</p> <p>「代替的方式」として用いた積立方式の概要 期待収益率 ボラティリティ (第一生命)</p>	<p>御意見等を踏まえ、最低保証リスクに係る責任準備金及びソルベンシー・マージン基準上のリスク相当額の算出方法、その計算の前提及び使用したリスク計測モデルの正確性の検証結果等について原案を修正し、開示項目の充実を図ります。(下線部が修正等箇所)</p> <p>規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項</p> <p><u>別表 経理に関する指標等 第 2 号の 2 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法及びその計算の基礎となる係数(第 68 条に規定する保険契約に限る。)</u></p> <p>規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号二 保険金等の支払能力の充実の状況(法第 130 条各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第 87 条第 2 号の 2 に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)</p> <p>告示第 50 号別表第六の二 □ <u>バック・テストの結果から、最低保証リスクを正確に把握していること。</u> リスク計測モデルについて、その<u>算出方法及び算出結果、バック・テストの前提及び結果並びにストレス・テストの前提及び結果</u>が開示されていること。</p>

3. 計算基礎率に関するもの

コメントの概要(計算基礎率)	コメントに対する考え方
<p>責任準備金の積立水準は、保険会社は長期性の観点から充分性の確保が重要であるため、「標準的方式」に用いられる計算基礎については、当改正案が適切と考えます。</p> <p>(日本生命)</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>死亡保険金、年金の両方について最低保証を提供する商品の場合、普通死亡用と年金開始後用のいずれの死亡表に定めた予定死亡率を使用すべきかが、改正案からは明らかでない。適切なリスク管理という観点から、かかる商品については年金開始後用のものを使用すべきことを事務ガイドラインにおいて確認すべきである。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>死亡保険金、年金の両方について最低保証を提供する商品において年金開始後用の死亡率を用いる場合、死亡保険金に対して十分な備えができない場合も考えられることから、死亡保険用又は年金開始後用のいずれか保守的な方を使用することが適切であると考えます。</p>
<p>代替的方式としてCTEアプローチを採用した場合、「最善(最も現実的な)予測」を用いることから、標準率という枠にとらわれず、各社において過去の実績等から保険計理人が合理的と判断した予定死亡率および割引率を使用することを認めるべきである。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>今回の積立ルールは、変額年金保険が抱えるリスクを適切に評価して、将来の債務履行を担保する適切な水準を確保することを目的としており、予定死亡率と割引率については、他の保険種類とリスクの状況に大きな差異は生じないと考えられることから、代替的方式にあっても従来同様に標準基礎率を使用することとしています。</p>
<p>改正案の標準的方式において示された期待収益率、ボラティリティの数値は、資産運用環境の過去の実績、将来の見通し等を十分に考慮したものといえるかどうか疑問である。特に、リスク性資産のボラティリティを考慮しながら、超過収益率の存在を無視して期待収益率に標準利率を使用する点や、資産種類毎にボラティリティを設定しながら、期待収益率は資産種類を問わず一律に設定する点は、過度に保守的</p>	<p>今回の積立ルールは、変額年金保険が抱えるリスクを適切に評価して、将来の債務履行を担保する適切な水準を確保することを目的としており、期待収益率、ボラティリティは、過去の実績データや将来の経済見通し等に基づき、ある程度の保守性をもって合理的かつ客観的に定められるべきとの観点から、今回の改正案は適切であると考えています。</p>

コメントの概要(計算基礎率)	コメントに対する考え方
<p>であり現実的でない。また、改正案の数値は将来にわたり使用に耐えうるものであるかどうか疑問である。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命、プルデンシャル生命)</p>	
<p>告示第 48 号改正案の標準的方式を使用する場合、列挙されていない資産のボラティリティは、会社の定めるものであると理解する。この理解が正しいか否か、確認したい。</p> <p>(アイエヌジー生命、プルデンシャル生命)</p>	<p>告示第 48 号に定められていない資産のボラティリティは、算出方法書の認可を受けたものを使用して差し支えありません。</p>
<p>代替的方式において使用する期待収益率、ボラティリティについては、数値基準を規定すべきではなく、各保険会社はその財務の健全性に照らして保険数理上適切に設定することを認めるべきである。以上を事務ガイドラインにおいて確認すべきものとする。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>御意見については、日本アクチュアリー会での検討も踏まえつつ、事務ガイドライン等の整備の際、十分配慮して参ります。</p>
<p>改正案は解約率について何ら言及していないが、リスクを適切に反映するためには、各社が責任準備金を積み立てるに当たり、過去から蓄積されている解約実績等から保険計理人が合理的と判断した水準の解約率を織り込むことを認めるべきである。このことは事務ガイドラインに明記すべきである。解約率についても算出方法書の認可申請等の形式により当局の審査を受ける必要がある場合には、審査に関する手続事項(提出書類等)について事務ガイドラインで具体的に定めるべきである。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>解約率は、商品や保険契約者の特性等によって異なり、一定の率を定めることが適当でないと考えられることから、今回の告示案に含めていませんが、適正な解約率を織り込むことができるのであれば、その使用を否定するものではありません。</p> <p>しかしながら、解約率は、責任準備金の水準を左右する重要な要素であり、その使用に当たっては、保険計理人の判断に加え、当局の十分な審査が必要と考えています。</p> <p>また、審査に関する手続きについては、必要に応じ、事務ガイドライン等で明確化することと致します。</p>
<p>最低保証リスクに係る責任準備金を確率論</p>	<p>解約率については、責任準備金の水準を左</p>

コメントの概要(計算基礎率)	コメントに対する考え方
<p>的フォーミュラー方式で計算するのであれば、キャッシュ・フローに大きな影響を及ぼす解約についても考慮すべきではないか。 (プルデンシャル生命)</p> <p>告示第 48 号改正案における、「最低保証に係る保険金等の支出現価」および「最低保証に係る純保険料の収入現価」を計算するに際して、将来の解約、払済・延長保険への変更等による異動の取り扱いについての記述はございませんが、それぞれの発生率を考慮した計算を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。 (損保ジャパンひまわり生命)</p> <p>この種のリスク計量に対する一貫性のある評価方法としては、結局、現実的なキャッシュ・フローに則して、最低保証の対象如何に拘わらず、解約率は算入すべきである。特に、死亡保障を旨とする変額保険については、当社に限らず、20 年近い経験と、十分な量の保有契約を有しており、合理的な水準の解約率を設定することは可能である。 (ソニー生命)</p>	<p>右する重要な要素であり、その使用に当たっては、各社の適切なリスク管理に基づいて行った保険計理人の判断に加え、当局の十分な審査が必要と考えています。</p>

4. 危険準備金に関するもの

コメントの概要(危険準備金)	コメントに対する考え方
<p>危険準備金の積立限度は、責任準備金の6%とされているが、この限度設定は、明らかにリスクの異なる商品間で一律に適用されるものであり、厳密さを欠くものと思われる。各商品のリスク特性を適切に反映するため、危険準備金の積立限度は、CTE90%水準から最低保証に係る一般勘定保険料積立金を除いた額とす</p>	<p>今回の積立ルールは、変額年金保険が抱えるリスクを適切に評価して、将来の債務履行を確実に担保する適切な水準を確保することを目的としており、危険準備金の積立限度(案)は、運用環境が良好な時にもその悪化に備えて積み立てるという観点から設定したものであり、適切なものと考えています。</p>

コメントの概要(危険準備金)	コメントに対する考え方
<p>ることを提案する。 (米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	
<p>告示第 48 号改正案及び告示第 50 号改正案と同様に、告示第 231 号改正案における最低保証リスクに備える、危険準備金の積立基準、危険準備金の積立限度及び危険準備金の取崩基準にあっても、これらで求める水準と同等の水準で債務履行を担保することを条件に、「代替的方式」をお認めいただきますようお願いしたい。 (アイエヌジー生命)</p>	<p>同上</p>
<p>告示第 231 号改正案では、危険準備金の積立限度を「責任準備金の金額に百分の六」としているが、責任準備金のうち、保険料積立金のみが対象となるか確認したい。 (アイエヌジー生命)</p>	<p>告示第 231 号改正案における危険準備金の責任準備金のうち、保険料積立金のみが対象となります。</p>
<p>告示第 231 号改正後の第 5 条の 2 でいう責任準備金は、告示第 48 号改正後の一般勘定の責任準備金と特別勘定の責任準備金を加えたものと理解する。この理解が正しいか、確認したい。 (アイエヌジー生命)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>告示第 50 号改正後の積立限度まで危険準備金を積み立てているとき、当該危険準備金の積立限度の算出根拠である責任準備金が、保険契約の死亡・解約などによる脱退、運用結果による特別勘定の減少等により、減少した場合、限度額の減少に伴い危険準備金の額も減少するが、これは危険準備金の取崩基準に該当しない危険準備金の減少であると理解する。この理解が正しいか、確認したい。 (アイエヌジー生命)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>

5. ソルベンシー・マージン基準に関するもの

コメントの概要(SM 基準)	コメントに対する考え方
<p>改正案の標準的方式は以下の点で不合理である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用された単純なファクター方式は、リスクの性質、変化を正確に反映しないため、多くの場合過度の資本を要求し、逆に必要資本が不十分となる事態を導くこともある。 ・仮にファクター方式を採用するにしても、商品毎のリスク特性をより精緻に反映すべきである。 ・最低死亡保険金保証の区分に係るリスク係数が一律 0.02 とされており、単純な死亡保障、ロールアップ死亡保障、ステップアップ死亡保障等の商品の種類に応じたリスクの差異が考慮されていない。 ・年金関連の最低保証の区分に係るリスク係数が一律 0.02 とされており、年金支払開始までの残余期間に応じたリスクの差異が考慮されていない。また同様に、年金支払期間に応じたリスクの差異が考慮されていない ・各商品の運用資産の構成に応じたリスクの差異が考慮されていない。 ・最低保証リスク相当額は各区分に係るリスク相当額の「合計額」とされているが、死亡保険金と年金の両方について最低保証が給付されることはありえないことが考慮されていない。 ・特別勘定の責任準備金の増減に伴うリスクの増減をよりきめ細かく反映すべきである。責任準備金がリスク対象金額の 1.1 倍を上回る場合にリスク対象金額をゼロとすることしか認めないのでは不十分である。この標準的方式の設定では、責任準備金額がリスク対象金額の 50% でも 109% でも保険会社のリスクは等しいものとみなされることになり、明らかに適切さを欠く。 	<p>最低保証リスクは、特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生するリスクであり、標準的方式におけるリスク係数は概ね 90% の確率で発生する事象をカバーするのに必要な水準を計量化し、実務面にも配慮してファクター方式で設定しています。</p> <p>また、標準的方式のほかに、代替的方式についても使用を認めており、この方法でも、各保険会社の商品特性やリスク管理の状況を踏まえた対応も可能と考えます。</p>

コメントの概要(SM 基準)	コメントに対する考え方
(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)	
<p>最低保証リスクの2%というリスク係数は、定額保険の予定利率リスク(4.5%の場合、0.92%、3.1%の場合0.26%)と比較して過大ではないか。変額保険のように予定利率を有する商品については、定額保険の予定利率リスクと同様にリスクが計算されるべきではないか。予定責任準備金に一律2%のリスク係数がかかるとすると、予定利率が高い契約ほどリスク額が低くなるという矛盾が起きる。</p> <p>(プルデンシャル生命)</p>	<p>最低保証リスクは、元本割れリスクという意味合いでリスク係数を定めており、その構成要素は、主として、価格変動リスクであることから、予定利率リスクと単純に比較できるものではないと考えます。</p>
<p>最低保証リスク相当額は、各保証区分をそれぞれ独立に計算し、それを合算して求めることとなっている。この案に従えば、例えば一時払いの養老変額保険で、死亡保険金額と満期保険金額を最低保証している場合、最低保証リスク相当額は(最低死亡保証金額+最低満期保険金額)×0.02となる。しかし、当該リスク相当額が運用環境の悪化によるキャッシュバリュウの下落に対応するものであることを考えると、これは2種類のリスクが同時に発生することはないから、最低保証リスク相当額は、Max(最低死亡保険金額、最低満期保険金額)×0.02になるべきと考える。さらに、一時払いの終身変額保険と比較すると、最低死亡保険金額が同額るとき、保証期間の長い終身型のリスク相当額が養老型のその半分の半になるという矛盾が生ずる。したがって、最低リスク相当額の設定においては各保証区分間のリスクの相関性を考慮する必要があると考えます。</p> <p>(ジブラルタ生命)</p>	<p>最低死亡保証あるいは最低年金原資保証に係るリスク係数は、通常の予測に基づき計算される最低保証に係る保険料積立金が十分に積み立てられているという前提で、現時点において通常の予測を超えて起こりうる価格変動によって生ずるリスクをカバーするために、追加で積立が必要となる額の割合をそれぞれ計算したものです。</p> <p>したがって、保険料積立金の評価時点から年金開始前までの間に死亡される方に対して保証する「最低死亡保証」の2%と、年金開始時に生存している方に対して保証する「最低年金原資保証」の2%は、同時に発生するという考え方をとっていないので、それぞれ独立に計算し合算するという方法としています。</p>
<p>標準的方式の場合、最低死亡保険金保証、最低年金原資保証、最低年金年額保証のリス</p>	<p>2%の考え方は前述のとおりです。また、最低保証リスクはその性格上、価格変動リスクの</p>

コメントの概要(SM 基準)	コメントに対する考え方
<p>ク係数がそれぞれ 2%となっていますが、この 2%の根拠が示されていません。代替的方式をとらないかぎり、多くの会社では 2% + 2%の最低保証リスクとなるのでしょうか、相当な負担になると思います。私はアクチュアリーでも金融工学の専門家でもありませんが、感覚的には「概ね 90%の確率で発生する事象をカバーできる水準」よりも大きいような気がします。2%の根拠を示すべきでしょう。</p> <p>仮に「概ね 90%の確率で発生する事象をカバーできる水準」を意識したものである場合、現行の保険リスク相当額や資産運用リスク相当額との整合性はどうなるのでしょうか。保険リスク相当額は 99%以上のように、資産運用リスク相当額のうち、国内株式はどうみても 70%程度かと思います。統一しないと説明がつかないのではないのでしょうか。</p> <p>(個人)</p>	<p>要素が強いと考えられることから、現行の価格変動リスクの考え方との整合性を踏まえ、改正案のように取り扱うこととしました。</p>
<p>最低死亡保険金保証はリスク係数を 2%としてあるが、死亡率が 2%に達するのは男子で 60 代半ば、女子で 70 代半ばにあたるため、毎年その金額が積み立てられているという仮定の下では、その年代までは実際の死亡保険金支払い以上の準備金が積み立てられている事となり、非常に保守的であると判断することができる。最低解約返戻金保証に関してはリスク係数が 1 であるため問題はない。最低年金原資保証、最低年金年額保証に関しては資産をある一定以上の利回りで運用しなければならないので、本質的に金利の動向を予測することになり、その十分性を数学的に保証することは困難である。</p> <p>(個人)</p>	<p>最低保証リスクは、特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生するリスクであり、標準的方式におけるリスク係数は概ね 90%の確率で発生する事象をカバーするのに必要な水準を計量化して設定しています。</p>
<p>日本アクチュアリー会の「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に</p>	<p>最低保証リスクに係るソルベンシー・マージン基準の新ルールが適用となる平成 17 年度以</p>

コメントの概要(SM 基準)	コメントに対する考え方
<p>ついて」において、「特別勘定の責任準備金と最低保証に係る責任準備金の合計額のうち、解約返戻金と全期チルメル式責任準備金の大きい方を上回る部分を、マージンに算入する。」旨、提言されている。一方、パブリックコメントに付された規則・告示(案)では、解約返戻金超過額等の取り扱いについて記述がありません。日本アクチュアリー会の提言に沿った取り扱いを認めていただきたい。</p> <p>(三井住友海上シティインシュアランス生命、ブルデンシャル生命、米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命、ソニー生命、個人)</p>	<p>降、特別勘定についても、解約返戻金相当額超過部分のソルベンシー・マージン総額への算入を認める予定としています。</p>
<p>一般的な変額年金保険の場合、年金開始後の基礎率は販売時点で保証されているわけではなく、年金開始時点で金融庁より認可を受けている年金死亡率表を適用することとしている。すなわち、運用期間中(年金受取開始前)、保険会社は生存保障リスクに晒されているわけではない。また、年金受取方法が確定年金の場合、被保険者の生死に関わらず年金は支払われるので、生存保障リスクはそもそも存在しない。従って、死亡率表が保証されていない運用期間中(年金受取開始前)や確定年金の場合、危険準備金の積立や生存保障リスクの認識は不要であると考える。</p> <p>(三井住友海上シティインシュアランス生命)</p>	<p>御意見等を踏まえ、確定年金の場合については危険準備金の積立を不要とする、年金支払開始時にその時点の死亡率を用いて年金額を計算する場合については、契約時から年金開始時までは生存保障リスクの認識は不要(ただし、危険準備金は将来の債務履行を確実にするという、本来の目的に鑑み、従来と同様の積立が必要。)とするとの修正を行い、生存保障リスクの取り扱いの精緻化を図ります。</p> <p>(下線部が修正等箇所)</p> <p>告示第 50 号別表第一備考欄に、以下のとおり加える。</p> <p><u>個人年金保険期末責任準備金額からは、確定年金を約した保険契約(確定年金以外の保険契約に契約内容を変更できるものを除く。)</u>に係る責任準備金額及び<u>確定年金以外を約した保険契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを算出方法書に定めている保険契約(年金開始前のものに限る。)</u>に係る責任準備金額を除く。</p>

コメントの概要(SM 基準)	コメントに対する考え方
	<p>告示 231 号第 2 条第 3 号を以下のとおり改正する。</p> <p>三 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金に係る責任準備金(支払開始の日以後一定期間(有期であるものに限る。以下この号において「支払期間」という。)年金として支払うことを約した保険契約で、被保険者がその支払期間内に死亡した場合に、当該被保険者が生存していたとしたならば支払われた年金について、その死亡後においてもその支払期間の終了の日までその支払を継続すること又は一時金として支払うことを約したものの(以下この号において「確定年金契約」という。)であって、確定年金契約以外の保険契約に契約内容を変更できないものに係る責任準備金を除く。第 4 条第 3 号において同じ。)の金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分の十を乗じて得た額</p>
<p>標準的方式と代替的方式のうち一方を使用して算出したソルベンシー・マージン比率を公表した場合に、他方を使用して算出したソルベンシー・マージン比率を公表しなくてもよいことを事務ガイドラインにおいて確認されたい。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>本ルールの趣旨に鑑みれば、選択した方式によるもののみを公表すれば足りることが自明と考えています。</p>

6. その他

コメントの概要(その他)	コメントに対する考え方
<p>最低保証に対する責任準備金積立を導入するにあたって、諸外国においても相当の準備期間が設けられているなかで、平準払等の方法</p>	<p>変額年金保険市場の拡大を考慮すれば、新積立ルールはできるだけ速やかに実施すべきと考えられます。なお、平準払等の方法につい</p>

コメントの概要(その他)	コメントに対する考え方
<p>論(算式)が確定していない現状を考えると時期尚早ではないか。</p> <p>(プルデンシャル生命)</p>	<p>ては、現在、日本アクチュアリー会で検討しているところであり、その結果も踏まえ、対応を図る予定です。</p>
<p>今回の内閣府令等で標準責任準備金の積立対象となっていない変額年金保険等の責任準備金を、算出方法書に記載された方法に従って積み立てた場合、これを標準責任準備金としてお認めいただきますようお願いしたい。</p> <p>(アイエヌジー生命)</p>	<p>算出方法書に定めたものに限り標準責任準備金として適用を認めることは、一律に適用するという標準責任準備金制度の趣旨に鑑み、適当でないと考えます。</p>
<p>デリバティブを使用したヘッジにより最低保証に係るリスクを減殺している場合、リスク減殺効果を反映した責任準備金の積立およびソルベンシー・マージン比率の算出を認めるべきである。リスク減殺効果の反映の方法は事務ガイドラインに明記すべきである。</p> <p>再保険により最低保証に係るリスクを移転している場合、保険業法施行規則第71条第1項に準じて、再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなくてもよいことを確認されたい。また、ソルベンシー・マージン比率の算出において、再保険に付した部分に相当するリスク対象金額はゼロとすることを認めるべきである。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>ヘッジ・再保険に係る取り扱いについては、現在日本アクチュアリー会で検討しているところであり、その結果も踏まえて取り扱いを定める予定です。</p>
<p>告示第50号の改正案中の「代替的方式」に従う限り、変額年金保険等の最低保証リスクに対するリスク管理としてヘッジを行っている場合も、「届け出」または「変更の届け出」によりこの「代替的方式」を使用することができると理解する。この理解が正しいか否か、確認したい。</p> <p>変額年金保険等の最低保証リスクに対するリスク管理としてヘッジを行っており、このヘッジを前提として計算される責任準備金が、標準的</p>	<p>ヘッジに係る取り扱いについては、現在日本アクチュアリー会で検討しているところであり、その結果も踏まえて取り扱いを定める予定です。</p>

コメントの概要(その他)	コメントに対する考え方
<p>方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等であることが認められる場合、この方法が告示第 48 号の改正案中の「代替的方式」として認められるものであるかどうか確認したい。</p> <p>(アイエヌジー生命)</p>	
<p>積立金と最低保証リスクに係る責任準備金の合計額が、解約返戻金を最低保証している同種類の定額保険の標準責任準備金よりも大きくなるのが考えられるが、このことについて何らかの手当てが必要なのではないか。</p> <p>(プルデンシャル生命、ソニー生命)</p>	<p>最低保証が付されている変額商品は、当初の想定よりも特別勘定の積立金が上回ったときの果実は契約者に帰属し、最低保証額を下回ったときの損失は保険会社がこれを補うものであるが、御指摘の定額保険の場合、運用成果に関わらず予め定めた解約返戻金を支払うものであり、リスクへの対応はそれぞれ異なるものとなっています。</p> <p>従って、通常の定額保険の責任準備金の評価方法とは異なる方法で対応する必要があると考えられます。</p>
<p>最低保証に係る責任準備金のフォーミュラーから、保険期間に亘って収支相等が成り立つ最低保証料が算出できるが、その収支関係即ち契約者間でのコスト・シェアの仕組みは通常の死亡保険の保険料計算と同じであり、このフォーミュラーを基本とする限り、当該最低保証料が契約者に課すべき適正料率ということになる。定額保険の純保険料と同様にこの最低保証料を契約者に課すことになれば、契約者が払い込む最低保証料からは未経過分が生じる。これは、解約に際して、一般の解約返戻金のように、契約者に払い戻すべき性格のものである。しかし、当該リスクに係る責任準備金は、払い込み保険料の他に運用ファンドの残高によって影響を受けるため、変換すべき部分の算定をどのようにするかは検討課題となろう。また一方、返還しないとした場合は、原案によれば最低保証コストが相当に大きくなることから会</p>	<p>標準責任準備金は、契約者にそのリスクを転化することを求めるものではなく、将来の債務の履行に備えて、保険会社が積み立てる準備金であります。</p> <p>解約時の未経過部分の帰属については、例えば、その取り扱いを契約時に定めておくことが考えられます。また、この未経過部分について、健全性確保の観点からリスク対応の財源として用いられたり、有配当契約の場合、保険契約の貢献度に応じて契約者配当として公正・衡平に分配されることも考えられます。</p>

コメントの概要(その他)	コメントに対する考え方
<p>社は多額の解約益を得る可能性があり、その点からも未経過部分に関する持分の帰属問題が表面化することは必至である。</p> <p>(ソニー生命)</p>	
<p>外部監査を行うには、生命保険会計だけでなく、保険数理や資本市場についての深い洞察と優れた分析力が必要であり、変額年金等のリスク管理について十分な経験のある有資格アクチュアリーであることが必須であると考えます。貴庁が今般の内閣府令等の改正案を具体化されるにあたって、事務ガイドライン等の改正を検討されるものと存じますが、その中で外部監査の要件として「有資格アクチュアリー(日本アクチュアリー会正会員または同等の資格を有するもの)の意見書を添付すること」を明記されるよう強く希望いたします。</p> <p>また、責任準備金の計算について代替的方式を使用した場合においても、最低保証リスク相当額の算出と同様に、定期的な外部監査を義務付けるべきと考えます。</p> <p>(ミリマン)</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>今回パブリックコメントに付された規則・告示(案)の責任準備金やソルベンシー・マージン基準によると、初期に多額の自己資本が必要になるものと思われる。特に新設会社や新設間もない会社にとっては過大な負担となり、新規参入障壁となりかねないことが危惧される。現在、定額保険では、一定の要件を満たす場合、標準責任準備金の段階的な積立を認める等の経過措置があります。変額年金保険においても同様の経過措置を認めていただきたい。</p> <p>(三井住友海上シティインシュアランス生命)</p>	<p>定額保険は、大数の法則が機能し、一定の前提のもとに予定された責任準備金が計算できるが、変額年金保険は、最低保証に係る責任準備金は著しく変動することが予想されま</p> <p>す。</p> <p>このため、定額保険のように平準準保険料式以外の責任準備金を積み立てるといった経過措置等を設けることは、契約者保護等の観点で適当ではないと考えています。</p>
<p>標準的方式または代替的方式のいずれによって責任準備金を算出する場合であっても、変額年金保険について適切な責任準備金を算出</p>	<p>責任準備金は保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるために積み立てるものであることから、債務の履行に直接関係しない</p>

コメントの概要(その他)	コメントに対する考え方
<p>するためには、全体のキャッシュ・フロー(純保険料ではなく営業保険料)に基づいて計算を行うことが必要である。市場の下落時においては、付加保険料部分を含めた全ての収入を以って費用および保険給付を補填することが可能であるにも拘らず、この事実を無視すれば、責任準備金額は不必要に過大にならざるを得ないためである。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会、ハートフォード生命)</p>	<p>事業費等の付加保険料を将来の収入として責任準備金に反映させることは適切ではないと考えられます。</p> <p>わが国においては、この考え方に基づき「平準純保険料式」を採用しており、今回の積立ルールはこれと平仄を合わせたものとしています。</p>
<p>パブリックコメント公表資料(別紙1)・概要に記載の「フォーミュラーによるリスク測定」は、告示第48号改正案の「(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額を積み立てる方式(以下「標準的方式」という。)」を指していると理解する。この理解が正しいか否か、確認したい。</p> <p>この理解が正しい場合、または、確認にお答えいただけない場合、将来の実務上の混乱を避けるため、(別紙1)中の「フォーミュラー」という言葉を別の言葉、例えば「標準的方式等」に変更頂きますようお願いしたい。</p> <p>(アイエヌジー生命)</p>	<p>ここでいうフォーミュラーは単に「支出原価 - 収入現価」という計算式で表現されるという意味合いで使用したものであり、日本アクチュアリー会の報告書におけるフォーミュラー方式を意識して使用したものではありません。</p>